



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次

(取扱課室名) ページ

### ○ 監査公表

監査公表第9号

..... 1

## 監 査 公 表

### 和歌山県監査公表第9号

平成29年1月16日付け監査報告第16号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年4月14日

和歌山県監査委員 江 川 和 明  
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
和歌山県監査委員 濱 口 太 史  
和歌山県監査委員 鈴 木 太 雄

#### 1 日高振興局地域振興部

監査実施年月日 平成28年11月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 旅費計算書において、計算誤りによる過渡し、戻入及び追給がされていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 旅行命令簿の復命欄において、命令権者確認印の押印漏れがあったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 交付金について、誤った請求書に基づき支出したため過払いが生じ、戻入されていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 旅行命令簿の確認不足による計算誤りに起因するものであったことから、旅行命令簿の記載事項を十分確認し、支給額に過不足が生じることのないよう、関係職員に周知徹底し、再発防止に努めている。</p> <p>(2) 今後このようなことのないよう、適正な事務処理について周知徹底した。</p> <p>(3) 出張する職員本人だけでなく、命令権者も十分に確認を行い、適正な事務処理を行うよう周知徹底し、再発防止に努めている。</p> <p>(4) 請求書受領時に金額の確認を確実にを行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

#### 2 日高振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成28年11月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成27年度末で約826万円となっており、前年度末に比し約51万円増加している。</p> <p>今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成27年度末の未納案件32件のうち10件が現在も保護受給中であり、納入指導を行っているものの未収金の縮減には至っていない。</p> <p>既に保護廃止となっている22件については、文書、訪問による納入指導を行っているが、いずれも資力の無い世帯であり全額徴収には至っていない。</p>

<p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成27年度末で約180万円となっており、前年度末に比し約23万円増加している。 今後とも、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていない事例があった。 また、物品調達伺書を起案した職員が納品検査を行っていた事例があったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>今後とも、面談や文書による督促、催告など法に基づき適切な返還指導を行っていく。 なお、未収金については、平成28年12月末までに約19万9千円の返還があった。 併せて、生活保護の不正受給防止については、被保護者から年1回以上の収入申告書を徴取するとともに、毎年実施している所得調査、年金調査等により所得の把握に努めている。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、滞納者の現状把握を行い、訪問、電話及び手紙等で償還指導に取り組んでいる。 この結果、平成28年12月末までに約4万3千円が償還されている。 平成27年度末時点の滞納者は7名で、滞納理由は病気や経済的理由によるものであるが、電話や訪問等の償還指導により、少額ながらも償還されている。 なお、新規貸付については、本貸付金の目的や償還について申請人、連帯借主及び連帯保証人に十分説明し認識を高めることにより、未償還金の発生の防止に努めるとともに、滞納者に対しては引き続き指導強化を図っていく。</p> <p>(3) 直ちに担当課長及び担当者に注意し、以後は適切な事務の処理を行っている。</p> <p>(4) 今後は、「不用品処分調書」作成等により管理簿と現物との整合性を図り、適切な管理及び保管を行っていく。</p>
--	--

3 日高振興局農林水産振興部

監査実施年月日 平成28年11月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 平成27年度間伐加速化事業（未利用間伐材利用促進対策）補助金について、森林作業道整備に係る事業計画が変更され、作業道延長が増加しているが、当該作業道整備の完了後に提出された補助金変更交付申請に基づき補助金の増額を行っていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 県有林管理業務委託について、簡易公開調達の対象となる業務であるにもかかわらず見積合わせによる随意契約を行っていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 事業完了後に提出された補助金変更交付申請に基づき補助金の増額を行ったもので、関係職員に補助金交付要綱に基づく適正な事務処理を行うよう、周知徹底した。</p> <p>(2) 関係職員に適正な契約事務を行うよう、周知徹底した。</p>

4 日高振興局建設部

監査実施年月日 平成28年11月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成27年度末で約353万円となっており、前年度末に比し約75万円減少している。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 委託管理人との連携を密にし、未納者の納付状況を把握するとともに、未納者への電話による指導や修繕業務における現場確認時等に未納金の納付を働</p>

<p>今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 国道425号道路改良工事に伴う電気通信線路の移転補償について、物件移転後に補償契約を締結していたので、適正に処理されたい。</p> <p>検討事項                  廃川敷地の処理について、平成27年度末現在で未処理となっているものが32箇所あるが、適正な管理に努めるとともに売却や一定の条件を付して貸し付けるなどの方策を検討されたい。</p>	<p>きかけるなど、適切な債権管理に努めている。</p> <p>(2) 電気通信事業者等との連絡を密にし、移転補償発生の有無及び移設工事実施時期等を的確に把握することにより、適時に補償契約を行うとともに、複数職員による現場確認作業を行う等、進行管理を含めた適正な事務処理について周知徹底した。</p> <p>検討事項                  32箇所のうち印南川の3箇所については隣接土地所有者と交渉の結果、買受け希望があることを確認したので、速やかに処理が行えるよう、関係機関等と協議を進める。                  その他の箇所については、価格面で折り合わないことから売却には至っていない。                  今後は、条件等の検討を進め、処理が完了するまで適正な管理に努める。</p>
---	---

5 和歌山県立日高高等学校・附属中学校

監査実施年月日 平成28年11月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項                  紀の国わかやま国体に係る学校施設の使用において、本来教育委員会が許可すべき1週間以上の使用を学校長が許可し、施設の使用に伴い発生した光熱水費に係る収入調定を行っていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項                  学校施設の使用については、和歌山県立学校施設の使用に関する規則（昭和25年和歌山県教育委員会規則第2号）第4条及び第5条に基づき適正な処理を行うよう、周知徹底した。                  また、光熱水費についても、和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）及び県立学校の会議室等使用料の徴収取扱要綱に基づき、適正に事務処理を行っていくよう、周知徹底した。</p>

6 和歌山県立紀央館高等学校

監査実施年月日 平成28年11月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項                  (1) 旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じ、戻入されていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。                  (2) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項                  (1) 旅費計算書の計算誤りがないよう、適正な事務処理について職員に周知徹底した。                  (2) 物品管理簿に記載されていない備品について登録を行い、適正に処理を行った。</p>

7 和歌山県立みはま支援学校

監査実施年月日 平成28年11月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項                  旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じ、戻入されていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項                  旅費計算書の作成時に、旅行命令簿を十分確認し、支給額の過不足が発生することのないよう、所属職員に周知徹底した。</p>

8 和歌山県御坊警察署

監査実施年月日 平成28年11月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じ、戻入されていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>旅費計算書の作成時に、旅行命令簿を十分確認し、支給額の過不足が発生することのないよう、所属職員に周知徹底した。</p>

## 9 西牟婁振興局地域振興部

監査実施年月日 平成28年11月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 所得税の控除額を誤り歳入歳出外現金の払渡処理を行っていたので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 行政財産の使用許可に際し、共架された電話線の使用料の積算を誤っていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 旅費計算について、調整額を誤り過支給となっていた事例があったので、適正に処理されたい。 また、路程の誤り、旅行命令の重複、旅行者の誤り及び旅費別途支給の処理誤りによる支給誤りについては返納等により是正済みであるが、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 集中調達物品以外の物品（書籍）の調達に係る消耗品の納品について、納品書を収受していなかったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 平成27年度西牟婁総合庁舎清掃業務委託について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を1人の見積書により契約していたが、和歌山県財務規則の運用について（依命通達）（昭和63年4月1日付け出第1号）第109条関係に規定する1人の見積書で足りる事項に該当しないので、適正に処理されたい。</p> <p>(6) 自家用電気工作物に係る保安管理業務委託契約において、業務完了前の日付の履行確認により一般払をしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条に基づく定期点検業務委託において、契約締結の決裁に契約保証金を免除する旨の記載がなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(8) ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の使用承認を受けていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(9) 単価契約に基づく修繕料等の支出において、金額に誤りのある請求書に基づき過誤払がなされた事例があったので、適正な支出審査を行われたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 法人に対する委託料を支払う際に、誤って所得税の源泉徴収を行ったため、後に払渡処理が必要となったものである。 源泉徴収制度について、改めて周知徹底し、再発防止に努めている。</p> <p>(2) 申請者（電気通信事業者）の通信用ケーブルを共架している電線を支持する柱につき、電話柱として積算すべきところ、電柱として積算し、使用料を測定したものであり、今後は、相手方と協議の上、適正に処理する。</p> <p>(3) 過支給分については返納手続を行っており、その他の誤りについても、今後このようなことのないよう、十分注意して処理していく。 旅費計算について、支給誤りが発生しないよう、旅費計算から支出票作成まで、旅費の主担当及び副担当2人でチェックを実施している。</p> <p>(4) 当該通知について、再度職員に対して周知を行い、納品書の受領漏れのないよう、徹底した。</p> <p>(5) 当該業務については、振興局ホームページ及び総務県民課での公告により公募を行ったが、結果的に見積書の提出が1者となったものであり、今後は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）等を遵守し、適正な事務処理に努める。</p> <p>(6) 保守管理業務の委託契約においては、定期点検の他、緊急時の対応等も含まれていることから業務完了日における履行確認が遺漏していたものであり、今後は、適正に処理を行うよう、周知徹底している。</p> <p>(7) 契約保証金を免除する旨の記載については、決裁時に漏れがないよう周知徹底し、適切な事務処理に努めている。</p> <p>(8) ETCカードを使用する際には、常に、事前に旅行命令権者の承認を得るよう周知徹底した。</p> <p>(9) 請求金額等の重要項目については、複数確認を徹底している。</p>

## 10 西牟婁振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成28年11月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成27年度末で約587万円となっており、前年度末に比し約98万円増加している。                      今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成27年度末で約421万円となっており、前年度末に比し約15万円減少している。                      今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 保健所使用料の徴収において、健康診断依頼時の健診内容にない点数項目を計上した結果、過徴収が生じ、その後戻出していたので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 感染症の審査に関する協議会委員の報酬について、委任払をしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 精神保健指定医への報酬を二重払し、戻入していたので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(6) 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかった事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(7) 旅行命令簿において、移動方法の記載を誤り、旅</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 未納者のうち、保護費受給中の者については、管内、管外を問わずできる限り市町村と連携し、分割納付等により継続して徴収する体制を取っており、一部を除き滞納額が減少している状況である。                      既に生活保護を廃止されている者については、文書通知や電話連絡等により納付指導を行うとともに、特に滞納が頻回に及ぶ者に対しては戸別訪問を実施し、徴収に努めている。                      また、そもそも返還金を発生させないことが重要であるとの認識から、不正受給防止対策として、関係市町村の税務当局に対し課税状況の調査を実施し、点検を行っている。                      特に、就労している被保護者については、毎月、収入申告書及び給与明細書等の資料の提出を求めており、また、年金受給者については、全員の年金の改定通知書を確認し、収入金額の把握を行っているところである。                      なお、高額な返還金が発生し、返還義務者の生活状況を把握する中で明らかに一括返済が困難と認められる場合には、履行延期の特約を行い、分割調定による納付を指導している。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金の新規貸付に際しては、償還計画等を厳正に審査するとともに、借主、連帯借主、連帯保証人及び市町の担当者が同席の上で面接を行い、制度の趣旨や連帯責任について十分説明し、償還責任に係る意識付けの徹底を図り、新たな滞納の発生防止に努めている。                      また、新たな未収金の発生防止のため、督促後も納入がない場合は、文書、電話及び訪問等により事情聴取や償還計画等に係る個別相談を行った上で定期的な償還を促している。                      過年度からの未収金についても、電話や訪問により生活状況や就業状況の把握に努め、毎月の分納償還等を指導している。                      借主からの直接償還が困難な場合は、連帯借主や連帯保証人に連絡をとり、償還について協議を行うなど適正な債権管理に努めている。</p> <p>(3) 健康診断依頼書に担当職員が検査項目を記入した後、使用料単価が記載されている通知票に転記する際に転記誤りがあり、検査していない使用料を徴収するという過徴収が生じたものであり、現在は、使用料単価が記載されている通知票に検査項目を直接記載するよう、事務処理を改善している。</p> <p>(4) 委員の委嘱事務は健康推進課の所掌であり、振興局では委員の申出を受けた同課からの依頼に基づき委任払をしていたものであり、現在、同課から委員の所属する病院に対して当該内容を説明し、今後の処理方法について協議を行っているところである。</p> <p>(5) 精神保健指定医への報酬について、数か月分を一度に支払する中で、支払済の月を未確認のまま支出したことにより、二重払となったものであり、現在は、このようなことのないよう、翌月に支払手続を完了するよう徹底している。</p> <p>(6) 早朝出発夜間帰着の条件を職員に周知し、旅行命令簿作成時に記載漏れのないよう、確認を徹底している。</p> <p>(7) 以前に作成しデータを修正して旅行命令簿を作成</p>

費を支出、戻入していた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(8) 旅費別途支出の費用弁償を誤って支出、戻入していた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

したところ、内容の一部修正漏れがあり、旅費計算に誤りが生じたものであり、旅行命令簿提出前に記載内容に誤りがないか再確認するよう、周知徹底した。

(8) 鳥獣保護員の旅行命令簿に、旅費別途支出分が混在していることを見落したまま、支出票の起票依頼をしたため、二重払が生じ戻入することとなったものであり、現在は、旅行命令簿の記載内容を担当と庶務担当で再確認することとしており、今後このようなことのないよう、徹底を図っている。

11 西牟婁振興局農林水産振興部

監査実施年月日 平成28年11月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、命令権者の事後確認を受けていなかった事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿の事後確認については、押印漏れのないよう、命令権者及び職員に対して周知徹底し、適正な事務処理に努めている。</p>

12 西牟婁振興局建設部

監査実施年月日 平成28年11月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p> <p>(2) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成27年度末で約1,427万円となっており、前年度末に比し約55万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 工事請負費の前払金において、過誤払として戻入されていたが関係書類を確認できなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 道路維持修繕工事に係る単価契約において、誤った金額の請求書を受領したため支払額に不足が生じ、追加で支出されていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 県営住宅修繕に係る単価契約において、誤った金額の請求書を受領したため過渡が生じ、戻入されていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(6) 複合機賃貸借の単価契約において、誤った基本料金で契約及び支出し、変更契約により対応していたので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 公用車の運転については、交通法規を遵守し安全運転に努めるよう、部内全課が毎朝礼時に「安全運転7則」を確認するなど、日頃から研修を重ねてきた。 また、平成27、28年度に全職員を対象とした交通安全講習会を開催した。 今後とも、県職員であることを自覚して模範的な安全運転を実践し、交通事故の防止に取り組んでいく。</p> <p>(2) 公営住宅使用料等の収入未済額については、電話及び文書による定期的な督促並びに職員及び委託管理人による訪問等により、未収金の削減に取り組んでいる。</p> <p>(3) 前払金など工事請負費の支出時に、誤払が生じないよう、担当者に予算管理及び支払の確認等を周知徹底し、適切な事務処理に努めていく。</p> <p>(4) 請求書受領時の金額確認の徹底や支払時点での金額再確認を、担当者に周知徹底し、適切な事務処理に努めていく。</p> <p>(5) 担当者において、請求書、検査調書及び契約書の確認を徹底し、支払額に誤りがないよう事務処理を行っている。</p> <p>(6) 複合機賃貸借の単価契約は、例年、基本料金見積額を1年当たりの単価で徴し、契約の際には、基本料金を1か月当たり単価としていた。 そのため、年当たり基本料金を1か月当たり料金に割り戻す必要があるが、契約書を作成する際に金額を誤記したものである。 今年度からは、見積額を1か月当たりの基本料金で</p>

徴するよう、様式を変更しており、今後このようなことのないよう、適正処理を徹底している。

## 13 紀南県税事務所

監査実施年月日 平成28年11月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は94.9%と前年度に比し0.8ポイント増加しており、平成27年度末の収入未済額も約3億2,751万円と、約5,713万円減少している。</p> <p>しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の約86%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。</p> <p>また、延滞金についても、適切な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。</p> <p>(2) 旅行命令簿の記載誤りにより過渡しを行い戻入していた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 県税の未収金については、平成28年度においても県税事務所長を地域本部長とする紀南県税徴収対策本部を設置し、その中で策定した徴収対策に基づき具体的な徴収目標や行動目標を示し税収確保、滞納額の縮減に取り組んでいる。</p> <p>個人県民税徴収対策については、関係市町との共同催告に加えて、6市町において地方税法第48条の規定に基づく直接徴収に取り組むとともに、ブロック会議を開催する等関係市町村とより一層の協力体制の強化を図り、関係市町村の実情に合致した徴収対策の実施に努めている。</p> <p>また、平成28年度は、田辺市、すさみ町、那智勝浦町、太地町及び串本町に県税事務所の職員を派遣し、市町税務職員の滞納整理の技術の向上を支援し、もって個人県民税の徴収強化を図り、県税収入の確保に努めている。</p> <p>延滞金の収入未済についても、本税と同様に適正な債権管理により、滞納処分等を行い、収入未済額の縮減に努めている。</p> <p>(2) 旅行命令簿の記載誤りについては、複数人によるチェックを実施し、旅費計算から支出までの会計事務処理については、関係規定の周知徹底を図り、旅費の主担当及び副担当二人によるチェックを実施している。</p>

## 14 紀南児童相談所

監査実施年月日 平成28年11月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成27年度末で約220万円であり、前年度末に比し約5万円増加している。</p> <p>今後も、子ども未来課等と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、督促や戸別訪問等徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>児童福祉施設入所負担金の未収金の縮減については、昼夜にかかわらず、戸別訪問や電話による納入督促を実施し、収納担当者とケース担当者の協力体制にて納入督促を図っている。</p> <p>また、近年の雇用の不安定により徴収の推進が厳しい状況となっており、指導が困難なケースについては、子ども未来課等と債権管理の方策について協議を進めていく。</p>

## 15 田辺産業技術専門学院

監査実施年月日 平成28年11月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 各種証明関係事務の手数料について、徴収額を誤っていた事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 改正前の和歌山県使用料及び手数料条例の金額で積算を行ったことによるものであり、指摘後、会計課とも協議の上、不足額を追加徴収し、適切に処理を行った。</p>

<p>(2) 役務の提供等の契約に係る簡易公開調達について、公告を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 非常勤職員の報酬に係る社会保険料控除について、次の不適切な事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。                  ア 報酬からの控除漏れがあった。                  イ 控除額の誤りがあった。                  ウ 就労証明書への記載誤りがあった。</p> <p>(4) 授業料収入について、調定額を誤ったため過納が生じ、その後戻出していた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>今後、手数料等を徴収する際には、徴収すべき額を再確認するよう徹底し、適正な事務処理に努める。</p> <p>(2) 簡易公開調達を実施するに当たり、役務調達等公開システムに仕様書のみを掲載し、簡易公開調達公告例に基づく公告文書を掲載しなかったものであり、今後、簡易公開調達を行う際には、公告文書を掲載するよう徹底し、適正な事務処理に努める。</p> <p>(3) 非常勤講師を新規採用した際に、不適切な処理を行ったものであり、今後このようなことのないよう、適正に処理する。</p> <p>(4) 今後、調定する際には、調定額を再確認するよう徹底し、適正な事務処理に努める。</p>
--	---

16 南紀白浜空港管理事務所

監査実施年月日 平成28年11月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 現金出納簿において、金融機関への払込日が実際の払込日と相違していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 空港施設使用料に係る現金収納に関し、実際に金融機関へ払込んだ日を現金出納簿における払込日とし、適正な事務処理を徹底した。</p>

17 和歌山県立南紀高等学校

監査実施年月日 平成28年11月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 旅行命令簿において用務地点を誤り旅費を過渡していた。 また、直行直帰の旅行命令で、学校に出勤したものの正しい旅行命令変更がなされず旅費の支給額が不足していたので、併せて適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 前者については、過渡し分の旅費について返納処理を行い、他の旅行命令についても再度点検し、適正であることを確認した。 後者については、旅行の状況を確認し、適正に処理を行った。 今後このようなことのないよう、適正な旅行命令について周知徹底した。</p>

18 和歌山県立熊野高等学校

監査実施年月日 平成28年11月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 旅費について、他の団体からの支給があったにもかかわらず支払を行い戻入した事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 派遣依頼文書等について、旅費支給の記載の有無にかかわらず確認を行うこととし、二重払防止の徹底を図った。</p>

19 和歌山県立南紀支援学校

監査実施年月日 平成28年11月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p>	<p>注意事項</p>



- (1) 旅費計算書において、計算誤りにより過誤払が生じていた事例があったので、適正に処理されたい。
- (2) 学校指定医の報酬について、委任払をしていたので、適正に処理されたい。

- (1) 旅費計算書の計算誤りについては、返納処理を行うとともに、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について所属職員に周知徹底を図った。
- (2) 学校指定医の報酬については、本人払とすることとし、適正に処理を行っていく。

## 20 和歌山県田辺警察署

監査実施年月日 平成28年11月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じ、戻入されていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託について、委託業務内容の変更（業務量の減少）に伴い委託料を減額すべきところ、当初契約を変更せずに委託料を支払っていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 旅行命令簿及び旅費計算書の確認を徹底するとともに、決裁時におけるチェック機能を強化し、適正な事務処理に努める。</p> <p>(2) 各種契約業務において、業務内容に変更があった場合については、速やかに変更契約を締結するよう、周知徹底した。</p> <p>また、支出票等の決裁時においては、関係書類と仕様書との突合を確実にし、適正に業務が履行されているか確認を徹底することとした。</p>

## 21 東牟婁振興局地域振興部

監査実施年月日 平成28年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じ、戻入されていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 超過勤務手当について、週38時間45分を超えていないにもかかわらず25/100の手当を支給していた事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 過誤払に係る戻入票において、出納機関の審査がなされずに返納通知書が発送されていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 今後このようなことのないよう、複数人で確認を徹底することにより、適正な処理に努める。</p> <p>(2) 支給した手当については返納手続を終了し、職員に対して再度超過勤務手当制度の周知徹底を行った。</p> <p>今後は、複数人でのチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。</p> <p>(3) 戻入票の決裁返戻後、審査の押印がなされているかどうかを確認せず、事務を進めたことによるものであり、今後このようなことのないよう、決裁欄の確認を確実にし、適正な処理に努める。</p>

## 22 東牟婁振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成28年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成27年度末で約893万円となっており、前年度末に比し約13万円増加している。</p> <p>今後も、文書による督促に加え、電話による催告、自宅訪問による納付指導などの債権回収に努めるとともに、不納欠損も考慮した適切な債権管理に努められたい。</p> <p>また、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規未収金の発生防止に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費受給時に就労等により得た収入については、不正受給防止のため、新規ケースの場合は保護開始時に、継続ケースの場合は毎年度最初の訪問時に「保護のしおり」を配布し、収入の申告義務等について周知徹底を図っている。</p> <p>また、課税状況調査や年金調査を実施し、適正に収入申告がなされているかを把握し、新規返還金の発生防止に努めている。</p> <p>未収金については、死亡した者、居所不明の者、管外で生活保護を受給している者など償還指導について困難な状況の者がほとんどであるが、今後とも粘り強く償還指導を行っていく。</p>

<p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成27年度末で約335万円となっており、前年度末に比し約22万円減少している。          今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人などを交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 精神保健指定医報酬において、不支給として取り扱うべき医師に対して誤って報酬を支出し、返納させていたので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>また、死亡した者で相続放棄がなされている場合などのケースについては、不納欠損処理等について本庁と協議を行っていく。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金については、新規貸付時の面接調査には本人と連帯借主、連帯保証人に同席を求め、資金の用途や償還能力を十分把握するとともに、本貸付の目的や意義等について説明を行い、償還義務の意識付けを徹底している。          また、貸付終了時には生活状況の聞き取りと償還の説明をしており、償還開始後、償還が滞れば訪問や電話により、生活状況を把握しながら償還指導を実施し、新規滞納者の発生防止に努めている。          未収金については、対象者の生活は大変厳しく、経済的に弱い立場の未納者が多いため、未収金の回収は困難な状況であるが、電話や自宅訪問による償還指導を実施している。</p> <p>(3) 部内で当該事例の情報共有を行うとともに、会計基準の再確認を行い、再発防止に努める。</p> <p>(4) 運転者である職員に対して個別指導を行ったほか、毎日朝礼時における注意喚起及び交通安全研修を開催し、職員の交通安全意識の向上を図っている。</p>
--	---

23 東牟婁振興局健康福祉部申本支所

監査実施年月日 平成28年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成27年度末で約726万円となっており、前年度末に比し約58万円増加している。          今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成27年度末で約38万円となっており、前</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 平成27年度末の未納者数は、現年度16名、過年度23名で未納者の実数は重複を除いて30名であり、内訳の主なもの、年金収入の未申告11名、就労収入の未申告11名等となっている。          未納者の約半数が現在も生活保護受給中で、経済的に非常に厳しい状況にあるが、今後とも分割納付の指導等、粘り強く償還指導を行っていく。          なお、督促状の発付については、納付状況を確認した上で、期限厳守で行っている。          新規未収金の発生防止についても、被保護世帯から収入を確実に申告されるよう、これまでと同様に、生活保護の権利と義務についてのパンフレットを新規ケースには保護開始時に、継続ケースには年度当初に配布し、訪問時の指導を通じて被保護世帯への周知徹底を図っていく。          また、「申本支所生活保護不正受給防止にかかるマニュアル」に基づき、民生委員や町など、関係機関との情報連携を密にし、訪問調査を積極的に行い、収入申告書の提出、課税調査、預貯金調査等の早期チェックを徹底させるなどの措置に努めている。          なお、償還指導を実施したにもかかわらず、生活苦を理由に納付に至らず、時効が完成したものについては、不納欠損の手続を実施したところであり、今後とも適切な債権管理に努めていく。</p> <p>(2) 平成27年度末現在で、母子父子寡婦福祉資金貸付金を償還している未納者は、併せて27名おり、その</p>

年度末に比し約11万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

- (3) 公用車車検費用について、資金前渡により資金前渡者の口座に振り込まれたが、出金する額を誤り自動車整備業者に手渡す額が不足していたために不足分を同業者が一時的に立て替えていた。  
その後不足額は業者に支払われていたが、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。
- (4) 住宅支援給付事業において、支給決定の手続を行わず支出していたので、適正に処理されたい。
- (5) 精神保健指定医報酬において、不支給として取り扱うべき医師に対して誤って報酬を支出し、返納させていたので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

内、過年度の母子福祉資金貸付金において1名となっている。

過年度の滞納者1名は、生活保護受給者であることから、生活保護ケースワーカーを通じて、生活実態の把握に努め、毎月自宅を訪問する等、償還指導を行うことで、毎月一定額の償還実績が挙げられている。

そのほかの現年度における未納者については、電話や自宅訪問により償還指導を行い、償還率は100%となっている。

今後も、新規の未償還金の発生を防止するため、貸付時に償還指導の徹底を図っていく。

- (3) 指摘のあった事項については、和歌山県財務規則の運用について（依命通達）第59条関係に基づき適切に処理を行っていく。  
今後は、適正な事務管理を行い、再発防止に努めていく。
- (4) 今後このようなことのないよう、適正に処理していく。
- (5) 指摘のあった事項については、和歌山県財務規則に基づき適切に処理を行っていく。  
今後は、適正な事務管理を行い、再発防止に努める。

24 東牟婁振興局農林水産振興部

監査実施年月日 平成28年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 超過勤務手当について、週38時間45分を超えていないにもかかわらず25/100の手当を支給していた事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 支給した手当については返納手続を終了し、職員に対して再度超過勤務手当制度の周知徹底を行った。 今後は、複数人でのチェックを徹底する等、適正な事務処理に努める。</p>

25 東牟婁振興局串本建設部

監査実施年月日 平成28年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 土木使用料（公営住宅）については、平成27年度末で約52万円が収入未済となっており、前年度末に比し約10万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項 土木使用料（公営住宅）の未収金の回収については、各戸訪問、電話、文書による督促及び連帯保証人への督促により、効率的な指導を行っている。 今後も、未納者の現状を把握し、滞納整理における事務手続の徹底と、適切な債権管理に努める。</p>

26 東牟婁振興局新宮建設部

監査実施年月日 平成28年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 旅行命令の誤りにより過渡しが生じ、返納分の収入調定を行っていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。 (2) 旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じ、戻入されていた事例があったので、今後このよ</p>	<p>注意事項 (1) 旅行命令事務で過誤払いが生じて処理したもので、今後は、十分なチェックを行い、適正に処理していく。 (2) 旅費計算書を作成する段階での入力ミスによるもので、今後は、十分なチェックを行い、適正に処理</p>

<p>うなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成27年度末で約241万円となっており、前年度末に比し約26万円増加している。</p> <p>今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(4) 交通事故に伴う損害賠償請求に係る収入未済額は、平成27年度末で約27万円となっており、前年度末に比し約5千円減少している。</p> <p>今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(5) 農林水産業使用料（漁港）の収入未済額が平成27年度末で約29万円新たに発生している。</p> <p>今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(6) 未納の土地水面使用料について、納期限後20日以内に督促状を発していない事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(7) 現金を出納したにもかかわらず、現金出納簿への登記を行っていない事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(8) 資金前渡口座に利子が発生しているにもかかわらず、歳入に組み入れていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>検討事項                  廃道敷地については、平成27年度末で6件が未処理となっているので、引き続き廃道敷地の現況に応じた適正な管理とともに、処分に努められたい。</p>	<p>していく。</p> <p>(3) 未納者に対して、訪問等のほか督促状、催告状による通知を適宜行うとともに、委託管理人とも連携しながら家賃徴収を行っているところであり、今後も、適切な債権管理に努めていく。</p> <p>(4) 未納者に対して、定期訪問により分納徴収しているところであり、今後も、適切な債権管理に努めていく。</p> <p>(5) 債務者である法人の経営状況が悪化しており収入未済となっているため、今後も、債務者の現状把握をしながら適切な債権管理に努めていく。</p> <p>(6) 今後は、和歌山県財務規則に基づき適正に事務処理を行っていく。</p> <p>(7) 現金受入及び払込処理を行ったものの、現金出納簿が未処理であったため、今後は、原符と十分突合を行い、適正に処理していく。</p> <p>(8) 支出指定日を設定しなかったことから事務処理が遅れ、この間に発生した利子を歳入に組み入れていなかったものであり、今後は、適正に処理していく。</p> <p>検討事項                  廃道敷地について、払い下げ等財産処分の見通しは厳しい状況となっているが、敷地管理や現場の安全確保を適正に継続するとともに、廃道敷地の解消に可能な限り努めていく。</p>
---	--

27 なぎ看護学校

監査実施年月日 平成28年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 物品調達伺書において、学校長の決裁印が押印漏れとなっている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 台帳扱い物品における支出票の検収日が相違していた事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 今後このようなことのないよう、決裁印について適正な事務処理を徹底した。</p> <p>(2) 台帳扱い物品については、当該月の最終日を検収日とした適正な処理を行うよう、周知徹底した。</p> <p>(3) 監査終了後、旅行命令簿を作成し、過年度分として、支給処理した。                      今後は、自家用車利用に係る一定距離の旅行命令について、適正な処理を周知徹底した。</p>

28 和歌山県立串本古座高等学校

監査実施年月日 平成28年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 収納員が現金を収受したにもかかわらず、現金出納簿が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 串本校舎第二体育館屋根修繕及び古座校舎校長室前廊下雨漏り修繕につき、和歌山県財務規則の運用について（依命通達）第109条関係1（11）に基づき1</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 現金出納簿を作成し、今後は適正に処理を行っていく。</p> <p>(2) 和歌山県財務規則の運用について（依命通達）第109条関係1（11）の適用については、関係機関と協議し、今後は、適正に処理を行っていく。</p>

人の見積書により随意契約を行っているが、同規定を適用する事項には該当しないため、適正に処理されたい。

## 29 和歌山県立新翔高等学校

監査実施年月日 平成28年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 旅費計算書において、用務地を誤り旅費が過支給され戻入されていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 年会費に係る負担金において、請求書の具備事項を満たしていない依頼文に基づき支出を行っていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 年会費に係る資金前渡の負担行為において、決裁が出納機関に合議されていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 旅行命令簿の記載事項を十分確認し、事務処理を行うよう、周知徹底を図った。</p> <p>(2) 請求書の具備事項を満たしているか十分確認を行った上で事務処理を行うよう、職員に周知徹底を図った。</p> <p>(3) 今後このようなことのないよう、適正な事務処理について職員に周知徹底を図った。</p>

## 30 和歌山県立みくまの支援学校

監査実施年月日 平成28年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 誤って旅費を二重払いして、戻入していた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 旅行依頼簿において、決裁権者の決裁を受けていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 旅費計算書作成時に旅行者の氏名を十分に確認するとともに、割印をする時に再度氏名を確認するよう指導した。</p> <p>(2) 旅行依頼簿の正しい決裁区分を周知徹底し、今後は校長が決裁をすることとした。</p>

## 31 和歌山県串本警察署

監査実施年月日 平成28年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じ、戻入されていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>旅行命令簿及び旅費計算書の確認を徹底するとともに、決裁時におけるチェック機能を強化し、適正な事務処理に努める。</p>